

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 多賀城市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.3%
全職員	70.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.4%
本庁課長相当職	93.3%
本庁課長補佐相当職	100.6%
本庁係長相当職	97.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.7%
31～35年	89.9%
26～30年	88.5%
21～25年	88.4%
16～20年	85.2%
11～15年	83.2%
6～10年	92.5%
1～5年	91.1%

【説明欄】

- ・ 係長職以上の女性割合は、部局長・次長級が5.0%、課長級が23.7%、課長補佐級が23.8%、係長級が43.5%であり、いずれの役職においても男性割合が女性割合を上回っている。
- ・ 任期の定めのない常勤以外の職員のうち、会計年度任用職員については、週30時間勤務の会計年度任用職員のみを対象としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。